



特定商取引法が改正され、LPガスの訪問勧誘も対象に!
改正特定商取引法が2009年12月より実施

「違法勧誘から あなたを 守ります」

これを読めば
あなたも安心!

●特定商取引法が改正され
LPガスの訪問勧誘も
対象になりました。

- 違法勧誘からあなたを守ります。
- 「書面」とは?
- 「クーリング・オフ」とは?

販売店を変更する際のご注意
LPガスの料金の変動とそのしくみ
安全についてのお知らせ
平成21年度「液化石油ガス懇談会」開催状況

違法勧誘から あなたを守ります。

以下の行為は新しい特定商取引法では規制対象となり、訪問勧誘の際に守られなかった場合には勧誘業者に厳しい処分が課せられます。

目的などを
ハッキリ言わない勧誘は
×違法!

以下のことを明らかにすることが義務づけられています。器具の点検などと言って契約の勧誘をするのは違法です。

- 事業者名
- 商品名
- 勧誘が目的であること

ガス料金の
調査に来ました

ついでに
契約
しませんか?



特定商取引法(旧訪問販売法)が改正され、平成21年12月より実施されています。これまでは、指定された商品のみ(LPGガス関連ではコンロ、湯沸器など燃焼器具や警報器など)が規制対象でしたが、改正によって原則全商品に適用されます。LPGガスも規制の対象となり、消費者の皆様にとって、しつこく勧誘された場合や誤って契約した場合の規定など、いろいろ改善されています。

特定商取引法が改正され、 LPGガスの訪問勧誘も対象になりました。



しつこい勧誘は×違法!

契約しないことをハッキリと断った場合、その後再度勧誘することは禁止。

従来のようにしつこく勧誘されることはありません。

●訪問勧誘を断った場合、同じ会社の別の社員が勧誘に来ても再勧誘となり、禁止されます。

ダメですか?
そう言わずに!

買って
くれないと
困るんですよ!

契約書

断る場合はハッキリと! NO!

「お断りします」など**明確に断る**ことが有効です。
「忙しいので後日に」などの返答では断ったことにはなりません。

事業者に「LPガスを購入したい」「給湯器設置工事の見積りをしてほしい」などの要請をした場合は特定商取引法の適用除外となります。但し、チラシ広告等をもとに、商品を特定せずに要請した場合は訪問勧誘の扱いとなる場合があります。

いいえ
いりません!

ウソや隠ぺいは×違法!

事実でないことを伝えたり、重要事項を伝えないことは禁止です。

重要事項とは…

- 販売価格
- 代金支払時期
- 支払方法 など

このような場合はクーリング・オフ期間が過ぎていても取り消しが可能となります。クーリング・オフについては、本冊子P3をご参照ください。

書面を渡さないのは×違法!

申込時、契約時には、販売価格、代金支払時期、支払方法、担当者名、クーリング・オフのお知らせ等を記載した書面を交付することが義務付けられています。

書面を事業者が交付していなければクーリング・オフの期限はありません。

あの販売店は
つぶれますよ!

うちと
契約
しましょう!

お渡しする書類は
特にありません。

「書面」とは？

事業者や販売店には詳細を記した「書面」を交付する義務があります。

「書面」って何？

よく「書面」を交付するって書いてあつたりするけど、その「書面」ってどういうものなの？

書面？
どれ？



「書面」には**申込時に渡される「書面」と契約時に渡される「書面」**があります。きちんと内容を確認してから受け取り、大切に保管しましょう。

申込時に契約をされた場合は契約書面のみが交付されます。

それぞれ申込・契約に関する内容や日付などが記載されていますので、大切に保管してください。

※「液石法」第14条書面と「特定商取引法」第5条の契約時に交付される書面を兼ねた書面もございます。なお、「液石法」第14条書面については本冊子P4をご参照ください。

申込書面

- ・販売価格
- ・支払時期・支払方法
- ・引渡期間
- ・クーリング・オフのお知らせ
- ・事業者名
- ・担当者名
- ・申込期日など

★クーリング・オフのお知らせは8ポイント以上の大きさの赤文字で表記されます。

【8ポイントの文字例】

クーリング・オフ

「クーリング・オフ」とは？

文書により無条件で申込の撤回または契約の解除ができる制度です。

「クーリング・オフ」できる？



訪問販売の場合はクーリング・オフできるでしょ？



「書面」を**※受け取った日**から数えて**8日間**は、消費者から一方的に契約を解消できる「クーリング・オフ」を行使できます。

※8日以内ならクーリング・オフできるのね

※**1 2 3 4 5 6 7 8**

クーリング・オフとは、申込に関する「書面」に対しては申込の撤回、契約「書面」に対しては契約の解除ができる法制度です。

※クーリング・オフ期間を過ぎても、通常の解約は可能です。



どうやって「クーリング・オフ」するの？ 電話でいいの？

封書？



いいえ！それではトラブルの元です。**必ず記録の残る「書留」「特定記録郵便」「内容証明郵便」**などで書面を受け取った日から**8日以内に発送**しましょう。

「書留」「特定記録郵便」はコピーを取っておくことを忘れずに。

8日以内に発送ね！

販売店等への書面の到着日が8日を過ぎていても、発信日が8日以内であれば、その書面によるクーリング・オフは有効です。



「消費者ホットライン」[※]全国統一番号 **0570-064-370**

(「消費者ホットライン」は、消費生活相談への最初の一歩をお手伝いします。)

※誰もがより身近な相談窓口へアクセスしやすい環境を確立するため、消費者庁が全国の消費生活相談窓口などにつながる仕組みを構築したものです。

販売店を変更するときのご注意

一般的な設備の所有区分と管理責任 (メーター販売の場合)



本当がら？
所有区分を明確して
おがなくちゃ！

消費設備の配管は
元の販売店である
私たちがの所有なので
お支払いください

解約した元の
販売店から
配管代を
請求されたの！

販売店を替えたり、オール
電化に替えようとする場合、
現在の販売店から配管代を
請求されることがあります。

解約する場合の消費者の配管代支払等について

		供給設備	消費設備
内容を明記した書面・契約書の有無	ある	配管所有権が明記されている場合	配管所有権が明記されていない場合
	ない	配管所有権が不明の場合	
		契約内容により費用負担が発生する場合あり	費用負担なし
		費用負担なし	費用負担あり
		費用負担なし	費用負担なし

配管の所有者は誰ですか？確認してみましょう。

販売店との書面を確認しましょう。

- 料金
- 交付書面の主な内容
- (A) 料金の内訳 (基本料金、従量料金など)
 - (B) 料金の考え方 (基本料金や従量料金には何が含まれるのかなど)

販売店とお客様との間で新たなLPガス購入契約を結ばれる際には、販売店側から、料金構成や設備の所有権などについて書かれた書面を交付するよう、「液石法」第14条により義務付けられています。

販売店を替える際には、現販売店から交付された書面に目を通し、設備の所有関係などを、よくご確認ください。

*液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律

「液石法」第14条書面は必ず交付されるもの。

えっ！そんな書類もらうてたがしら？



大切な書類です。



しっかり目を通して、大切に保管しておきましょう。

- 設備の所有関係 (設備のうち、どれが販売店所有で、どれがお客様所有か)
- 設備、変更、修繕および撤去に要する費用の負担方法
- お客様、販売店、保安機関の保安(安全)上の責任分担 など

解約時のトラブルを防ぐために現在の契約内容を確認してみましょう。不明な点は販売店にご確認ください。

LPガス料金の変動とそのしくみ

●LPガス流通価格の推移(FOB、CIF、卸売の価格推移)

出所:石油情報センター調べ(消費税を除く)



①料金変動の要因

輸入が大半を占めるLPガスの価格はFOB価格(サウジアラビアの公式販売価格)や円高、円安などの為替レートの変動の影響を大きく受けます。その他の費用としては、容器などの配送費用や保安経費、検針費用などに要する人件費等があります。

②小売価格を改定する場合の手続

LPガス料金は公共料金ではありませんので、料金を改定する際は消費者と販売店が新しい料金について合意することが必要です。そのため、あらかじめ検針票などの書面により、販売店から改定する金額が通知されます。通知の書面を受取ったら、内容をよく読んで、分からないところがあれば、販売店に確認しましょう。(販売店に受け取った書面の料金改定に同意しないことを伝えず、改定後のガス料金を支払うと「黙示の承諾」があったものとされ、同意したものとされることになります。)

なお、料金改定については、都市ガスや電気と同様の原料費調整制度を採用している事業者もあります。この場合には、あらかじめ契約で定められた方法により、自動的に料金が改定されます。

注・地域のLPガス価格に関しては、石油情報センターのホームページのLPガス価格データを参照するか、各都道府県のエルピーガスお客様相談窓口(裏表紙参照)にお問い合わせください。石油情報センター <http://oil-info.ieej.or.jp/>

●LPガス料金のしくみ

LPガスの料金制には、いくつかのタイプがあります。ご契約にあたっては、販売店がどの料金制を採用しているのか、ご確認ください。

二部料金制[※]のしくみ

※LPガス使用世帯の約90%に適用されている一般的な料金制度です。

$$\text{基本料金} + \text{従量料金} = \text{ガス料金}$$

基本料金

ガスを使用しなくても費用負担が発生します。ガスの使用量の多少に関係なく1軒に生じる固定的な費用。

- ① 容器やメーターなど、ガスを供給するための設備費
- ② 保安や検針にかかる費用 など

従量料金

ガスの使用量に応じてかかる費用。

- ① ガスの原料費
- ② ガスの配送費 など



その他の料金制

二部料金制では基本料金に含まれている設備利用等料金を、別料金として分けて明示した[三部料金制]や[最低責任使用料金制]のほか、複数の料金制度の中から消費者が選べる[複数料金制]を採用している販売店もあります。

安全についてのお知らせ

ガス機器を使うときは、窓を開けるなどして必ず換気!

換気には「給気」と「排気」が 必要です。

物が燃えるには、新鮮な空気が必要です。空気が不足すると、一酸化炭素(CO)が発生します。

一酸化炭素(CO)は無色無臭で有毒です。
場合によっては死亡事故に至る恐れがあります。

窓を開けるなどして外気を取り込みます

換気扇を回すなどして室内から外に排気します



なるほど!

換気扇だけを回しても新鮮な空気は入って来ないのね

「不完全燃焼防止装置付」や「屋外設置式」など

安全な機種への交換をおすすめしています!

販売店にご相談ください。

不完全燃焼防止装置が
付いていない
瞬間湯沸器

交換

不完全燃焼防止装置付
瞬間湯沸器

不完全燃焼が発生した場合は自動的にガスを止めます。

不完全燃焼防止装置が
付いていない
排気筒のある**湯沸器**

交換

不完全燃焼防止装置付
排気筒のある**湯沸器**

給気と排気が屋外で行われるので安心です。
*排気の室内への流入に注意してください。

不完全燃焼防止装置が
付いていない
煙突のある**風呂がま**

交換

屋外設置式
給湯器

給気と排気が屋外だから安心。
煙突も不要です。
*機器の囲い込みはしないでください。

平成21年度「液化石油ガス懇談会」開催状況

液化石油ガス懇談会は、LPガスの流通や取引の適正化に関して、消費者、販売業者、学識経験者、行政関係者が一同に会して意見交換を行い、LPガス産業の健全な発展に役立つことを目的に開催しています。平成21年度は10月から11月にかけて全国各会場で開催され、活発な意見交換が行われました。



議論された主な質問事項

価格、保安、契約に関する質問が多いのですが、今年度は、消費者委員から特に「輸入価格の変動に伴う小売価格への影響および価格改定に関して」「安全機能の充実していない旧型の機器を使っている高齢の消費者への対応」「改正特定商取引法の実施に伴う改善点の説明要望および事業者への周知」「低炭素社会に向けてLPガスの優れた環境特性の更なる広報の必要性」などの疑問や意見が出ていました。
(概要はホームページに掲載する予定です)

LPガス小売価格(二部料金制の全国平均価格)

	区分	平成21年 2月	4月	6月	8月	10月	12月
小売価格 (円/10m ³)	平均値	7,120	7,063	7,013	7,004	7,012	7,021
	最高値	11,099	10,658	10,531	10,658	10,658	10,500
	最低値	4,700	4,700	4,700	4,515	4,126	4,126
うち 基本料金 (円)	平均値	1,788	1,785	1,785	1,782	1,784	1,784
	最高値	2,415	2,415	2,415	2,415	2,636	2,636
	最低値	740	420	420	420	420	420

注:消費税を含む

出所:(財)日本エネルギー経済研究所 石油情報センター
電話 03-3534-7411(代)

エルピーガスについて困った時は、こちらにご相談ください。

エルピーガスお客様相談窓口

北海道・東北

北海道 0120-484868 岩手 019-623-6470 福島 024-593-2161
青森 0120-225221 山形 023-623-8364
秋田 0120-443326 宮城 022-225-0929

関東

栃木 028-660-5177 群馬 0120-480481 長野 026-229-8748
茨城 0120-472680 東京 0120-388327 山梨 055-228-4171
千葉 043-246-1579 神奈川 0120-244566 静岡 0120-172680
埼玉 0120-419640 新潟 0120-135445

中部・近畿

愛知 052-261-2833 石川 076-291-8792 奈良 0742-33-1967
三重 059-227-9905 福井 0776-34-7500 和歌山 073-472-0180
岐阜 058-274-3443 滋賀 077-526-0577 大阪 06-6263-0410
富山 076-441-6997 京都 075-314-0113 兵庫 078-361-8024

中国・四国

鳥取 0857-29-2214 広島 0120-332243 香川 087-822-1226
岡山 086-225-1639 山口 0120-112680 高知 088-831-0427
島根 0852-31-0510 徳島 0120-266226 愛媛 0120-256678

九州・沖縄

福岡 092-476-0233 大分 097-551-9929 鹿児島 099-250-2288
佐賀 0952-26-2761 熊本 096-385-5396 沖縄 098-858-9551
長崎 095-824-4387 宮崎 0985-52-1122

全国エルピーガスお客様相談所 03-3593-1100

財団法人 エルピーガス振興センター 広報室

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-19-5 虎ノ門一丁目森ビル4階
(TEL)03-3507-0046 (FAX)03-3507-0048 (E-mail)info@lpgc.or.jp
(ホームページ)<http://www.lpgc.or.jp>

弊センターホームページでは

- LPガスの契約、料金についてのQ&A
- LPガスが災害に強いこと、環境にやさしいこと、安全性に優れているなどの特徴があることを説明した弊センター発行の各種広報誌などを掲載しています。ぜひコピー、印刷などでご活用ください。

※この資料は経済産業省資源エネルギー庁の委託により作成したものです。

◎無断転載厳禁。転載使用の場合は当センターにご連絡ください。